

補助人工心臓治療関連学会協議会規約

第1章 名 称

第1条 本会は補助人工心臓治療関連学会協議会（以下「協議会」）と称する。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、補助人工心臓治療に関わる諸問題を協議し、わが国における補助人工心臓治療の健全な発展、普及に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 協議会の開催
- (2) 内外の関係団体、諸機関との協力活動
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要と認めた事業

第3章 構 成

第4条 本会は補助人工心臓治療に関連する以下の構成団体より推薦された委員により構成される。

（特非）日本胸部外科学会、（一社）日本循環器学会、（一社）日本人工臓器学会、（特非）日本心臓血管外科学会、（一社）日本心臓病学会、（一社）日本心不全学会、日本臨床補助人工心臓研究会、日本心臓移植研究会、（特非）日本小児循環器学会、（特非）日本心臓リハビリテーション学会

2. 新たに本会に参加する団体については、協議会の承認を必要とする。

第5条 本会に代表をおく。代表の選任は委員の互選による。

その任期は2年とし、再任は妨げない。代表は協議会を召集し、その議長となる。

第6条 代表の指名により副代表（複数可）を置くことができる。副代表は以下の業務を担当する。

- ① 実施施設（管理施設）・実施医認定業務
- ② J-MACS 事務局業務

第7条 代表に事故あるときは、予め代表に指名された副代表がその職務を代行する。

第8条 本会に、監事若干名をおき、資産の状況を監査する。監事は、構成団体より推薦された者とし、協議会の承認を受ける。任期は2年とし、再任を妨げない。監事は、協議会に出席して発言することができる。

第4章 会 議

第9条 定例協議会は毎年2回、代表が召集し、その議長となる。

第10条 協議会は、必要に応じて代表が随時召集することができる。

第11条 協議会は第4条の委員の半数以上の出席をもって成立する。ただし、当該議事について、文書によってあらかじめ意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

第12条 議決は出席した委員の3分の2以上の賛成による。

第5章 委員会・部会

第13条 協議会には、円滑な協議をはかる目的で適宜委員会・部会をおくことができる。

第14条 委員会・部会の委員長は、代表が指名し、委員長は委員を推薦し、協議会の承認を得る。

第15条 委員会・部会は、委員長が必要に応じて随時召集し、その議長となる。

第6章 議事録

第16条 すべての会議の議事録は事務局が作成し保管する。

第7章 事務局

第17条 本会は、事務局を日本胸部外科学会事務局内におく。

第8章 財産管理

第18条 本会の財産は、代表又は副代表が管理する。会計規約は、別に定める。

第19条 本会の収支予算は、協議会の決議により定め、収支決算は、年度終了後2月以内に収支計算書、貸借対照表、科目内訳書と共に監事の監査を経て、本会の承認を得なければならない。

第20条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第9章 規約の変更

第21条 本規約は、第4条の委員の3分の2以上の賛成により、変更することができる。

第10章 解散

第22条 本会は、その協議会において4分の3以上の議決を経なければ、解散することができない。解散後の財産は、協議会の4分の3以上の議決を経て、構成団体に分配する。

補 則

第23条 協議会出席のための旅費等は選出学会が負担する。また、協議会開催などで経費負担が生じたときは構成団体が分担する。

附 則

この規約は、平成22年8月2日から施行する。

日本心臓移植研究会参加により規約の一部改正が行われ、平成22年11月22日から施行する。

日本小児循環器学会参加により規約の一部改正が行われ、平成24年12月19日から施行する。

日本心臓リハビリテーション学会の参加により規約の一部改正が行われ、平成26年12月22日から施行する。

副代表選出規約並びに業務規程を見なおしたことにより、規約の一部改正が行われ、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

財産管理規約並びに規約の一部改正が行われ、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

平成 22 年 8 月 2 日施行

平成 22 年 11 月 22 日改正

平成 24 年 12 月 19 日改正

平成 26 年 12 月 22 日改正

平成 28 年 5 月 31 日改正

平成 31 年 3 月 1 日改正

補助人工心臓治療関連学会協議会会計規約

第1条 本会の財産は、次の財産をもって構成する。

- (1) 申請料・認定料
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる果実
- (4) その他の収入

第2条 財産は代表又は副代表が管理し、その方法は協議会の決定によって決める。

第3条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

第4条 本会の収支予算は、年度開始前に代表が編成し、協議会の議決を経なければならない。

第5条 本会の収支決算は、年度終了後に代表が作成し、監事の監査を経、協議会の承認を受けなければならない。

第6条 年度の収支決算及び財産のすべては、構成団体に帰属するものとする。

第8条 本会の会計は、代表又は副代表が管理する。

附 則 この規約は、平成31年3月1日から施行する。

平成31年3月1日施行